

1

**特別区
令和 03 年第 11 問**

民法に規定する制限行為能力者に関する記述として、妥当なのはどれか。

- 1 制限行為能力者は、成年被後見人、被保佐人、被補助人の3種であり、これらの者が単独でした法律行為は取り消すことができるが、当該行為の当時に意思能力がなかったことを証明しても、当該行為の無効を主張できない。
- 2 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。
- 3 家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、本人、配偶者、四親等内の親族、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。
- 4 被保佐人は、不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をするには、その保佐人の同意を得なければならないが、新築、改築又は増築をするには、当該保佐人の同意を得る必要はない。
- 5 家庭裁判所は、保佐監督人の請求により、被保佐人が日用品の購入その他日常生活に関する行為をする場合に、その保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。

1**自然人（権利の主体①）
行為能力**

正解

2

 1 ×

制限行為能力者は、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の4種である。これらの者は、原則として、単独でした法律行為を取り消すことができる（民法5条2項、9条、13条4項、17条4項）。また、当該行為の当時に意思能力がなかったことを証明すれば、当該行為の無効を主張することができる（民法3条の2）。

 2 ○

本肢のとおりである（民法20条1項）。

 3 ×

後見開始の審判をすることができるのは、精神上の障害により事理を弁識する能力を「欠く常況にある者」についてである（民法7条）。「著しく不十分である者」については、保佐開始の審判をすることができる（民法11条本文）。

 4 ×

被保佐人は、「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」（民法13条1項3号）をする場合、また、「新築、改築、増築又は大修繕をする」（同項8号）場合も、保佐人の同意を得なければならない。

 5 ×

家庭裁判所は、保佐監督人の請求により、被保佐人が民法13条1項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができるが、日用品の購入その他日常生活に関する行為についてはすることができない（民法13条2項）。したがって、本肢の場合、家庭裁判所は、保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。

2

司法試験
平成 29 年第 02 問

被保佐人Aが保佐人の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ずにBに対してA所有の甲土地を売り渡したことを前提として、当該売買契約の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア BがAの保佐人に対し当該売買契約を追認するかどうか確答することを1か月の期間を定めて催告した場合において、保佐監督人があるときは、保佐人が保佐監督人の同意を得てその期間内に追認の確答を発しなければ、当該売買契約を取り消したものとみなされる。
- イ BがAに対し当該売買契約について保佐人の追認を得ることを1か月の期間を定めて催告した場合において、Aがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、当該売買契約を取り消したものとみなされる。
- ウ Aが行為能力者となった後に、BがAに対し当該売買契約を追認するかどうか確答することを1か月の期間を定めて催告した場合において、Aがその期間内に確答を発しないときは、当該売買契約を追認したものとみなされる。
- エ Aが行為能力者となった後に、AがBから甲土地の所有権移転登記手続の請求を受けたときは、当該売買契約を追認したものとみなされる。
- オ Aが行為能力者となった後に、Aが甲土地の売買代金債権を他人に譲渡したときは、当該売買契約を追認したものとみなされる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

2**自然人（権利の主体①）
行為能力**

正解

1

 ア ×

20条3項。同項の「特別の方式を要する行為」としては、後見監督人の同意を要する行為（864条）が挙げられるところ、保佐監督人に関する876条の3第2項は864条を準用しておらず、保佐監督人が選任されている場合における保佐人の追認は「特別の方式を要する行為」には該当しない。したがって、本肢において、20条3項の適用はなく、同条2項・1項後段により、本肢の売買契約は追認したものとみなされる。

 イ ○

20条4項。本肢記載の通りである。

 ウ ○

20条1項。本肢記載の通りである。

 エ ×

125条柱書本文は、追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなすと規定している。本肢では、Aが行為能力者となった後、AはBから甲土地の所有権移転登記手続の請求を受けているが、相手方のBから履行の請求を受けているに過ぎず、Bの請求は125条2号の履行の請求には当たらない。よって、Aは当該売買契約を追認したものとみなされない。

 オ ○

125条5号。本肢では、Aが売買代金債権を他人に譲渡したことは、同条5号の「取り消すことができる行為によって取得した権利の全部……の譲渡」に当たる。よって、本肢のような結論となる。